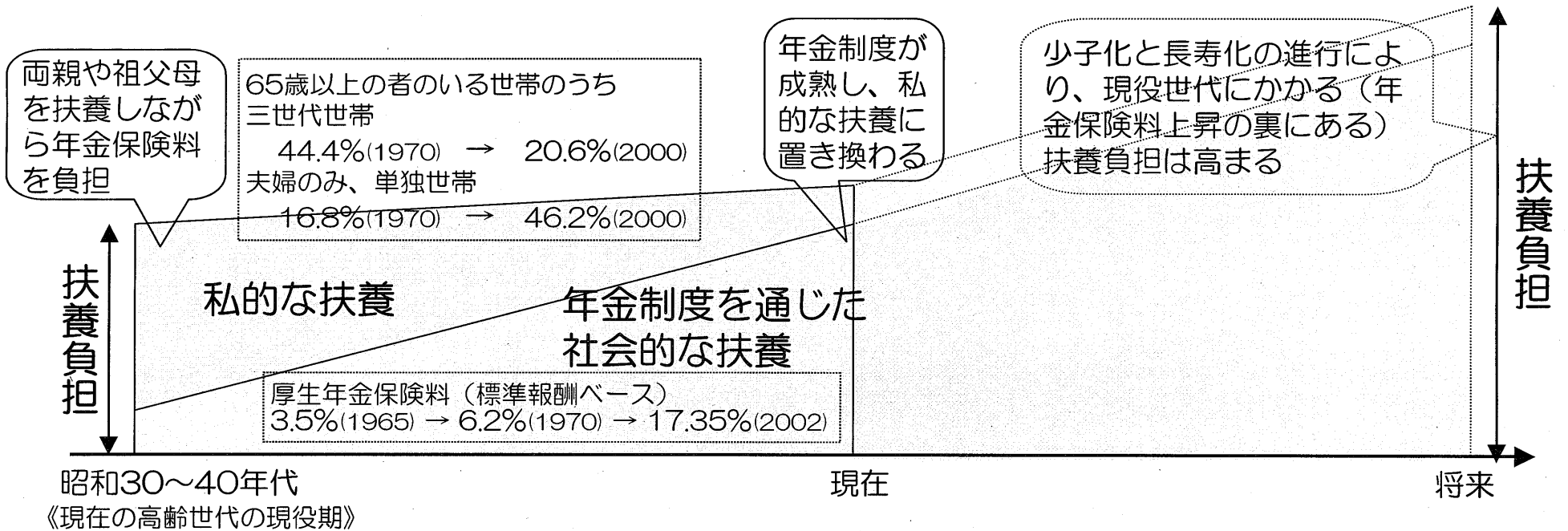


1 年金制度における世代間の負担と給付の関係を見る際に考慮すべき背景

都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行

少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり

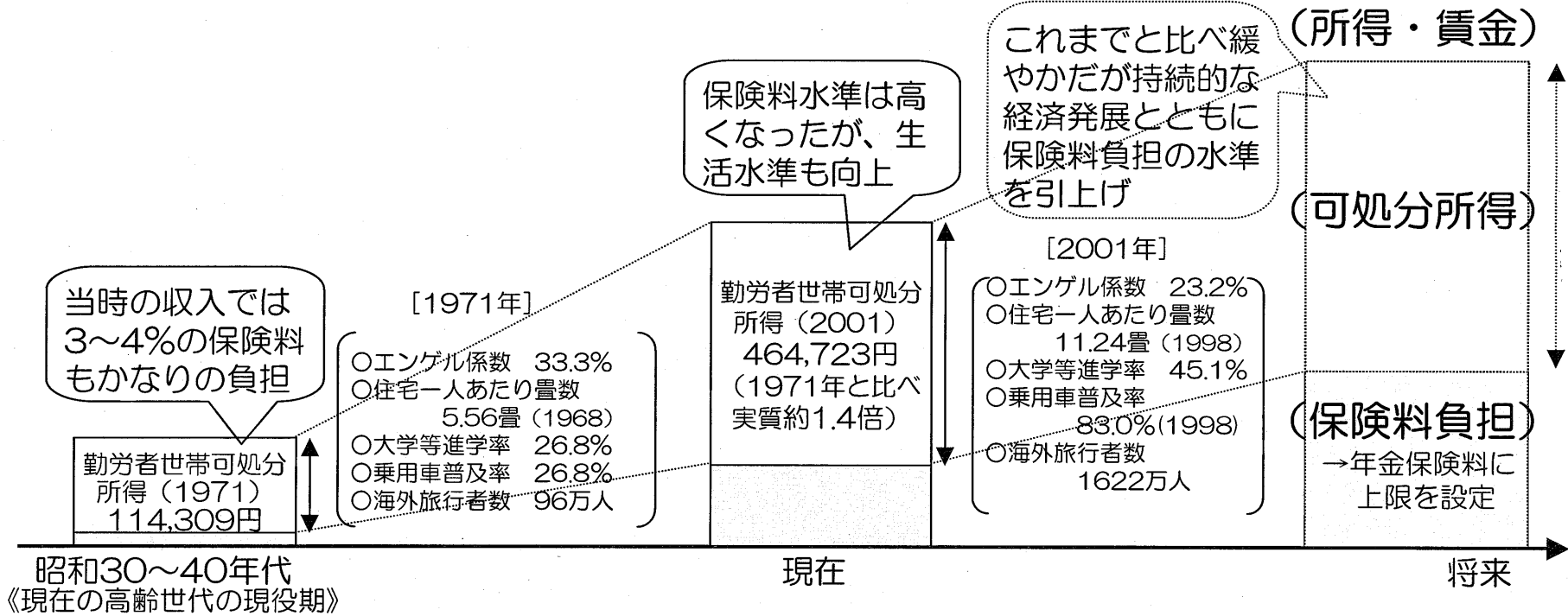


保険料負担は相対的に小さい
加入できた年数も相対的に短い

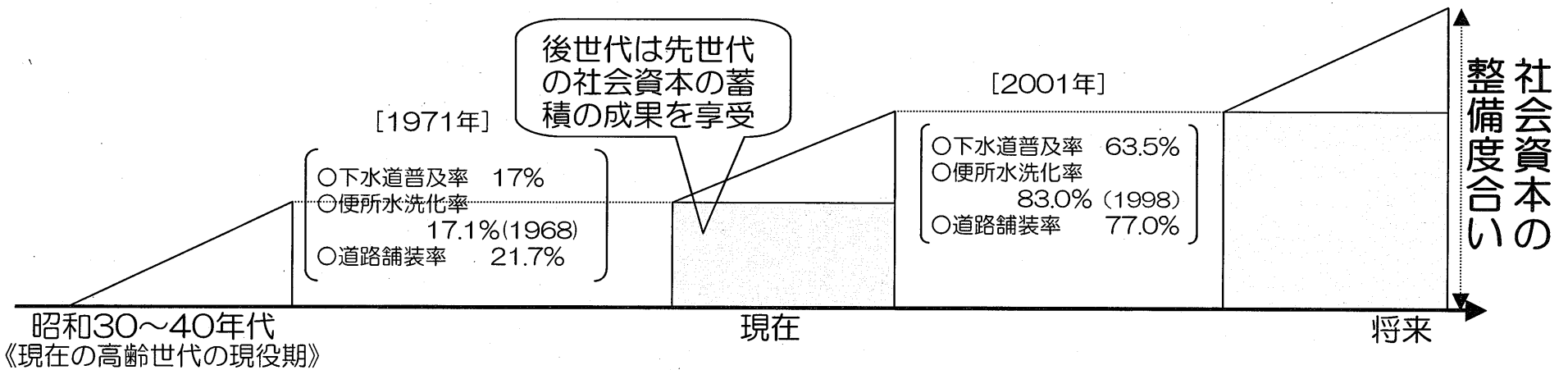
同程度の年金給付でも負担に対する比率は大きくなる

〔厚生年金（含基礎年金）の平均年金月額（平成13年度末、男子）には大きな差はない〕
65歳 20.5万円 70歳 20.7万円 75歳 21.8万円 80歳 20.6万円

生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇



社会資本の蓄積の享受



先世代から後世代への教育費、住宅取得費、相続等の経済的移転があることなども考慮すべき要素

2 年金制度における世代間の保険料負担額と年金給付額の関係(試算結果)

年金制度における負担と給付との関係だけで世代間の公平を論ずることはできないが、年金制度の給付と負担の見直しの議論の参考として、世代ごとの保険料負担額と年金給付額の間を試算した。

試算結果をみる際の留意事項

○若い世代ほど給付額は増大

年金制度は世代間扶養を基本とする仕組みであり、将来世代の給付額には今後の実質的な賃金水準の上昇が反映されるため、現在に比べて購買力の大きい給付が可能となる。

○賃金上昇率により65歳時点の価格に換算して比較

給付と負担に大きな時点差のある年金制度において、時間経過をどのように考慮して比較するかについて様々な考え方がある。

世代間扶養の年金制度では、賃金の一定割合について保険料として負担を求め、年金給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっており、これに沿って賃金上昇率を用いて保険料負担額や年金給付額の総額を65歳時点の価格に換算したもので比較している。

○支給開始年齢の引上げの影響を除去して比較

今後、雇用と年金の連携を図り60歳台前半の雇用が促進され、十分な準備期間をおきながら支給開始年齢の65歳への引上げが行われるものであり、世代による支給開始年齢の違いを除いた65歳以降の年金受給額で比較している。

○厚生年金における事業主負担分を含めずに比較

厚生年金の事業主負担分は労務費に含まれるが、賃金そのものではない。公的年金制度による事業主への義務付けではじめて生じる負担であることから、事業主負担を賃金と同視して論じることには問題があり、保険料負担額には事業主負担分を含めずに比較している。

試算結果

○厚生年金（基礎年金を含む）、保険料固定方式（実績準拠法（名目年金額下限型）、最終保険料率20%）

	1935年生まれ (2005年 70歳) [2000年度時点で換算]	1965年生まれ (2005年 40歳) [2030年度時点で換算]	1995年生まれ (2005年 10歳) [2060年度時点で換算]	2025年生まれ (2005年 -20歳) [2090年度時点で換算]
保険料負担額	700万円 (700万円)	2,700万円 (2,800万円)	6,500万円 (6,600万円)	11,900万円 (11,900万円)
年金給付額 〔65歳以降分〕	5,800万円 (5,800万円) 4,500万円 (4,500万円)	7,500万円 (7,000万円)	14,200万円 (12,200万円)	25,700万円 (22,100万円)
負担給付比率 〔65歳以降分〕	8.4倍 (8.4倍) 6.6倍 (6.6倍)	2.7倍 (2.6倍)	2.2倍 (1.9倍)	2.1倍 (1.9倍)

(注) 1. 基礎年金国庫負担割合1/2の場合。（括弧内は1/3の場合。）

2. 夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入（総報酬月額平均47.7万円）し、妻はその間専業主婦（昭和61年3月以前は国民年金に任意加入歴なし）という加入歴をもつ同年齢夫婦について、それぞれ60歳時点の平均余命まで生存したとして、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて年金受給額を計算。（保険料負担額や年金給付額を賃金上昇率を用いて、65歳時点の価格に換算して比較。）なお、1935年生まれの者については、その90%の期間のみの加入としている。

3. 保険料負担のほかに、税負担のうち年金給付に充てられる分（国庫負担分）があり、基礎年金国庫負担割合が1/2の場合、1/3にとどめた場合と比べ、年金給付を賄うために必要となる税負担が大きくなることに留意が必要である。